

平成 28 年 9 月 9 日

お客さま各位

越後天然ガス株式会社

## ガス料金改定のお知らせ

日頃より、越後天然ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、弊社は、平成 28 年 10 月 1 日を実施日として、ガス料金改定を主な内容とする一般ガス供給約款及び選択約款の変更について、本日、関東経済産業局長へ届出を行いました。

弊社は、都市ガスの安定供給と保安の確保を図るとともに、お客さまからのガス料金低廉化のご要望やお客さまサービスの向上にお応えするため、経営の効率化を推進してまいりました。このたび、これまでの経営効率化によるコストダウンの成果をお客さまに還元させていただくため、ガス料金の引き下げを実施いたします。

その結果、供給約款・選択約款をあわせた小口部門で平均 0.53%の引き下げ、標準家庭 1 ヶ月当たりのガス料金（使用量 48 m<sup>3</sup>）においては 27 円（消費税込）の引き下げとなります。

また、弊社が都市ガスの原料を購入しております卸元事業者が、国産天然ガス価格を輸入 LNG 価格と連動させる新たな原料費調整制度を導入したことから、この内容を約款に反映すべく、原料費調整条項の変更を申請いたしました。

弊社は、引き続き経営効率化を推進し、安定供給、保安の確保およびお客さまサービスの向上に努めてまいりますので、ご愛顧賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

《 お問い合わせ先 》

越後天然ガス株式会社 総務部  
電話 0250-24-2171（代表）

## <改定内容>

### 1. 実施日

平成 28 年 10 月 1 日より実施（平成 28 年 10 月検針分より適用）いたします。

※ 10 月検針分とは、9 月検針日の翌日から 10 月検針日までをいいます。

### 2. 供給約款料金

#### ① 平均単価と改定率

(42MJ/m<sup>3</sup>)

	旧平均単価(税抜)	新平均単価(税抜)	改定率
供給約款料金	101.03 円	100.50 円	▲0.52 %
小口部門	93.97 円	93.47 円	▲0.53 %

※ 小口部門とは、年間使用量 10 万 m<sup>3</sup>以上（46MJ/m<sup>3</sup>換算）使用の大口部門を除いたもの。

※ 旧平均単価は、変更前の料金収入を原価算定期間中の販売量で除したものです。

#### ② 標準家庭における影響額

1 ヶ月のご使用量	現行料金(税込)	新料金(税込)	影響額
48m <sup>3</sup>	5,569 円/月	5,542 円/月	▲27 円

※ 基準単位料金により算定しております。

※ 標準家庭の 1 ヶ月当りの届出料金は届出時点のものであり、平成 28 年 10 月検針分以降の料金は、原料費調整制度により変動があります。

※ 48 m<sup>3</sup>は、弊社における家庭用 1 件/月当りの平均(平成 25～27 年の 3 年間実績)に基づいています。

#### ③ 新供給約款料金表

(税込)

	1 ヶ月の ガス使用量	基本料金 (/月)	従量料金単価 (/ m <sup>3</sup> )	
			基準単位料金	調整額
料金表 A	0 ~ 20m <sup>3</sup>	540.00 円	112.47 円	↑ ±調整 (円) ↓
料金表 B	21 ~ 100m <sup>3</sup>	822.85 円	98.32 円	
料金表 C	101 ~ 300m <sup>3</sup>	2,034.51 円	86.20 円	
料金表 D	301 ~	5,626.28 円	74.23 円	

※ 原料費調整制度により、調整額は 3 ヶ月間の平均原料価格により毎月変動します。

### 3. 選択約款料金

選択約款料金につきましても、現行に比べ 1 m<sup>3</sup>当り平均△0.53%引き下げさせていただきます。

#### 4. 原料費調整制度における基準平均原料価格の変更

今回の改定に伴い、基準平均原料価格を 34,420 円/トンに変更いたします。新平均原料価格は、平成 28 年 5～7 月期の貿易統計の平均原料価格に基づき算定しています。

	基準平均原料価格 (平成 28 年 5～7 月)
LNG 平均価格 (貿易統計値)	33,420 円/トﾝ
平均原料価格	34,420 円/トﾝ

##### ■ 平均原料価格の算定

$$\text{【平均原料価格】} = \text{【LNG 平均価格(円/トﾝ)】} \times 1.0299 \text{ (10 円未満四捨五入)}$$

※ LNG 平均価格は、料金適用月の 5～3 ヶ月前の貿易統計値により算定します。  
なお、基準平均原料価格は、平成 28 年 5～7 月の貿易統計値により算定しております。

#### 5. 平成 28 年 10 月分ガス料金（供給約款）の算定方法

新料金適用実施日（平成 28 年 10 月 1 日）の前日（平成 28 年 9 月 30 日）までのご使用期間には、旧従量単価を、新料金適用実施日以降のご使用期間には、新従量単価を各々適用し、料金を算定いたします。

具体的な算定方法は、前回検針日の翌日から今回検針日までの間のご使用量を、料金改定前の日数と料金改定後の日数に応じて按分いたします。このご使用量を基に、旧・新料金の日割計算によって料金を算定いたします。

以上